

## 答 申

### 1 審査会の結論

武蔵野市と株式会社パスコ（以下、「パスコ」という。）が締結した平成18年10月17日付「用途地域等随時見直し検討調査委託契約」（以下、「当初契約」という。）および同年11月10日付「変更契約」（以下、「変更契約」という。なお、当初契約と変更契約を一括して、「本件契約」という。）にもとづいて武蔵野市長（以下、「実施機関」という。）とパスコが行なった「シミュレーション関係の打合せ協議」（変更契約の際のパスコの承諾書に添付された委託仕様書13項-2(1)の協議）の各回の会議録（以下、「本件各文書」という。）について、実施機関が平成19年3月15日付でした非開示決定（以下、「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立の経緯と異議の理由

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（平成13年武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条にもとづき、平成19年3月1日、実施機関に対し本件各文書の開示を請求したが、実施機関が本件各文書は存在していないとの理由で非開示の決定をしたので、本件異議申立をした。

異議申立人が主張する異議の理由は次のとおりである。

- ① 変更契約においては、委託内容の具体的指示は各回の協議において行なわれることになっている。通例の委託業務発注のあり方から見て、本件委託についても委託者側はその指示が的確に伝わる方策を講じ、受託者側はそれを確認する議事録類を作成して委託者側に提示するなどして委託者側からの確認・承諾を文書で得るはずであり、委託者側にその控えが出されるはずである。
- ② 実施機関側が主張するように本件契約が「一種の請負契約」であるとした場合でも、変更契約書には調査対象や範囲・方法などを含めて内容的な完成形はあらかじめ定められていないから、契約当事者がそれらの事柄を協議検討して契約内容の特定や補正を行っていくプロセスが必要であり、その過程を示す議事録類が存在するはずである。
- ③ 委託契約の目的（達成事項）が恣意的に決まるというのでは公正な公金の支出という面から重大な問題になるが、そのようなことにならないようにするためにも契

約の目的が決まる過程を示す文書が存在するはずである。

### 3 実施機関による本件決定の理由説明

実施機関は、本件各文書が存在しない理由として、次のとおり説明している。

- ① 当初契約締結後、パスコは、同契約書13項(2)にもとづき調査対象地域の一つとして吉祥寺東町地区を抽出していたが、実施機関は、平成18年10月下旬頃、市として同地区の地区計画の制定を決断し、パスコに対して同地区の地区計画の素案を作成するためのシミュレーションについて見積もりを依頼した。

見積もり依頼をするにあたり、実施機関側は、委託仕様書、武蔵野都市計画図、吉祥寺東町文教地区地区計画（申出案）、武蔵野市吉祥寺東町3丁目計画公開空地・緑地計算・配置図兼平面図・武蔵野市吉祥寺東町3丁目計画5階－6階平面図（事業者案）の各写しをパスコに提示し、高さ15m案（5階を想定）、33.8m案（11階案）および実施機関が地区住民らとの話し合いの際に提示する案の3パターンについてシミュレーションをし、その立体的資料を成果品として実施機関に提出することを求めるのが変更契約の目的である、と口頭でパスコに説明した。

こうした経緯によって、変更契約における業務内容については、同契約締結の時点で実施機関とパスコとの意思疎通は図られていた。

- ② 変更契約締結後、実施機関とパスコとの打合せは、初回と最終回のほか、中間で4回の合計6回行なわれた。これらの打合せは、パソコンを操作して行なうシミュレーションの現場で行なわれたが、変更契約締結時点までの意思疎通と提供資料があったため、口頭で行なうことで目的を達することができたので、指示書を作成してパスコに交付したことはないし、打合せの会議録等も作っていない。
- ③ こうした経緯のため、実施機関側がパスコに会議録等の作成やその提出を指示したことはないし、そうしたものをパスコから受け取ったこともない。
- ④ 本件契約は一種の請負契約であり、仕事の完成を目的としているものの、完成までの作業は様々であってよいため、シミュレーションについての会議録は作らなかった。

また、委託内容が適切に履行されたかどうかは成果品を確認することで足り（実際に納品を受けたものできちんとできたことを確認している）、成果品が作られる過程を示す文書は必要ではなく、したがって、そのような文書は作成されていない。

### 4 審査会の判断

- (1) 委託内容の特定と指示書または会議録等の必要性の有無

パスコによる吉祥寺東町3丁目地区における建築計画に関するシミュレーションとその成果品の納入業務は、当初契約書および変更契約書の記載だけからは、委託の内容として特定されているとは見えない。

その点を指摘して、業務が行なわれる過程で実施機関側からの具体的な指示が無ければ業務内容が特定せず、しかも実際に行われた業務内容からして単なる口頭の指示説明では委託者側が求める資料の作成を受託者に期待することは困難だったというべきだから、この過程で行なわれた実施機関側とパスコとの打合せ協議について、業務内容を特定し齟齬のないようにするため、会議録その他これに類する書面がどちらかの側によって作成され、それが実施機関に現存しなければ不合理である、とする異議申立人の前掲①および②の異議理由はその限りでは首肯でき、実施機関の③の説明には合理性がない。

一方、実施機関は、前掲①のとおり、見積もりを依頼する際に実施機関がパスコに対して行った説明と資料の提示により、見積もり依頼をする委託対象業務は、吉祥寺東町3丁目地区における建築計画について、高さ15m案（5階を想定）、33.8m案（11階案）および実施機関が地区住民らとの話し合いの際に提示する案の3パターンについてシミュレーションをし、その立体的資料を成果品として実施機関に提出することであるとの点について実施機関とパスコとの間で意思疎通が図られていたため、変更契約締結の時点で、同契約にもとづく委託業務内容は、当初契約書添付の委託仕様書3項および同13項(2)に従って受託者が「武蔵野市全域」から「抽出する地区のどれか」についての地区計画という漠然としたものではなく、上述の見積もり依頼をした業務内容どおりとすることで委託者と受託者との間の意思疎通は出来たと説明している。

実施機関のこの説明には、事前説明と資料提供という事実が存在したことを含めて、とくに不自然、不合理な点はないと認められる。

そうだとすれば、受託者のパスコは、本件契約書の記載上では特定されていなくても具体的な委託業務を遂行することは可能であったと認められ、業務特定のための指示や打ち合わせが必須であったとはいえないから、こうした指示書か会議録が必ず存在したはずであるとまでも言えない。すなわち、本件に関する限り、異議申立人の①および②の疑問は正鵠を射たものとすることはできない。また、委託者と受託者との間の意思疎通は出来ていた以上、異議申立人の③の疑問も当たらない。

## (2) シミュレーション作業と口頭の指示の合理性

実施機関は、前掲②のとおり、委託仕様書第13項-2(1)の打合せ協議について、実施機関とパスコとのシミュレーションの作業はパソコンを操作して行なうシミュレーションの現場で行なわれ、口頭で行なうことで目的を達することができたので、指

示書を作成してパスコに交付したことはないし、打合せの会議録等も作っていないと説明している。

この説明についても、前記(1)のとおり変更契約締結時点までに委託業務内容についての説明と提供資料により意思疎通が図られていたと思われることからすれば、とくに不合理、不自然とまではいえない。

### (3) 会議録の提出の有無

実施機関は、前掲③のとおり、実施機関側がパスコに会議録等の作成やその提出を指示したことはないし、そうしたものをパスコから受け取ったこともないと説明している。

確かに、本件契約書にはパスコ側に会議録等の作成やその提出を求めている規定はないし、そうした文書は提出されていないという実施機関の説明にも、とくに不合理な点は見当たらない。

### (4) 当審査会の判断—まとめ

上記(1)～(3)のとおり、本件各文書は作成されておらず存在しないという実施機関の説明にはとくに不自然、不合理な点はない。また、他に本件文書が存在すると推認できる根拠も見当たらない。

よって、本件決定は妥当である。

### (5) 付言

本件決定通知書は、決定の理由として、当該行政文書は、本件契約書でパスコに作成を指示していないので提出されていない、とだけ記載している。しかし、本件開示請求は、「各回の会議録」を対象としてなされたもので、「パスコが作成した会議録」と限定してなされたものではないから、上記の記載だけで開示請求を斥けたのは理由不備であり、実施機関側の作成文書の存在・不存在および開示の是非について検討しなかったことも相当ではなかった。

さらに、本件異議申立に対し、実施機関側は、本件各文書が存在しない理由の一つとして、本件契約は一種の請負契約であるから、仕事の完成までの作業過程であるシミュレーションについての会議録は作る必要がなかったという説明をした。しかし、上記(1)で触れたとおり、本件契約書には委託業務の内容を特定する条項はないから、そのような本件契約の法的性質論だけで文書の不存在を合理的に説明し尽くせないことは自明であり、それにもかかわらず、このような形式論理で本件異議申立に対処しよ

うとしたのも適切ではなかった。

以上を要するに、当審査会としては、本件決定の結論については妥当とするものの、開示請求に対する検討の姿勢および決定理由の説明について実施機関側の対応には反省すべき点があることを指摘し、今後いっそう、条例の精神に沿った情報公開実務を行なうよう希望する。

## 5 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 19 年 4 月 10 日	諮問
平成 19 年 4 月 17 日	実施機関より理由説明書收受
平成 19 年 4 月 23 日	異議申立人より意見書收受
平成 19 年 5 月 16 日	審議（第九期第 2 回審査会）
平成 19 年 5 月 31 日	実施機関より追加資料收受
平成 19 年 6 月 11 日	異議申立人より意見書 - 2 收受
平成 19 年 6 月 22 日	審議（第九期第 3 回審査会）